

姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（仮称）に関する市民意見（パブリック・コメント）の募集について

【意見募集期間 平成30年4月1日（日）～平成30年5月1日（火）】



姫路市健康福祉局 長寿社会支援部 介護保険課

詳細は姫路市介護保険課ホームページでも確認できます。⇒



# 姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (仮称)に関する市民意見(パブリック・コメント)の募集について

姫路市では、現在、介護サービスの新たな施設類型である「介護医療院」について、基準等を定める厚生労働省令に基づき、「姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(仮称)」の制定を準備しています。

この条例の制定にあたって、姫路市市民意見提出制度(パブリック・コメント)に基づき、広く市民の皆様からのご意見を募集します。

## 1 意見の募集期間

平成30年4月1日(日曜日)～平成30年5月1日(火曜日) (必着)

## 2 意見の提出方法及び提出先

下記の提出先へ郵送・ファクス・電子メールまたは直接持参してください。

課名	姫路市介護保険課(本庁舎2階・東館3階別室)
住所	〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
電話	079-221-2923
ファクス	079-221-2925
電子メール	kaigoho@city.himeji.lg.jp

## 3 意見の提出に際しての留意事項

(1) 意見を提出できるのは次のいずれかに該当する方(法人その他団体を含む。)です。

- ・市内にお住まいの方
- ・市内に事務所又は事業所を有されている方
- ・市内に通勤又は通学されている方
- ・市税の納税義務がある方
- ・意見募集の対象となっている案件に利害関係のある方

(2) 意見提出にあたっては、住所及び氏名（団体の場合は、所在地及び団体名）を必ず記載してください。また、住所又は所在地が市外の場合は、勤務先、学校名、納税義務又は利害関係を有する旨のいずれか該当する事項を記載してください。なお、これら事項が記載されていない場合は、受付できません。また、内容についてお尋ねすることがありますので、電話番号等の連絡先を併せてご記入ください。

(3) 様式は問いませんが、別紙様式を利用していただくと便利です。

(4) この手続は、案件に対する具体的なご意見を収集するもので、賛否を問うものではありません。

#### 4 提出された意見の取扱い

(1) 提出されたご意見は、内容ごとに整理・分類したうえで、これに対する市の考えとともに後日公表いたします。

(2) 個々のご意見に対して、直接、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外（住所・氏名等）は公表いたしません。

#### 5 お問い合わせ先

<ul style="list-style-type: none"><li>○ このパブリック・コメント全般に関すること</li><li>○ 案件に関すること</li></ul>	介護保険課 計画・庶務担当 電話番号 079-221-2923
---	------------------------------------

## 条例制定の経緯

平成29年6月の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（以下、地域包括ケアシステム強化法という。）に伴う介護保険サービスに関する基準等が規定されている厚生労働省令が新たに平成30年1月18日に公布されました。このうち既に条例を制定済みである居宅介護サービス等の基準は変更された内容について計12条例の改正を行い、平成30年4月からの施行となりました。しかし新たなサービスである「介護医療院」に関する基準等については、地域包括ケアシステム強化法の規定に基づき、都道府県、指定都市及び中核市は条例を新たに制定する必要があります。今回の条例制定は法令に基づき、姫路市における「介護医療院」サービスに関する基準を制定するものです。なお、「介護医療院」サービス自体は平成30年4月から施行されておりますが、施行日から起算して1年を超えない期間は、地域包括ケアシステム強化法附則第13条の規定に基づき、経過措置として厚生労働省令で定める基準が適用されます。

## 条例制定の基準

条例で定めるべき基準の内容は、厚生労働省令「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）」第1条において、都道府県・指定都市・中核市が条例を定めるにあたって従うべき基準、参酌すべき基準として規定されています。従うべき基準については、厚生労働省令のとおりで、省令と異なる内容は許されませんが、参酌すべき基準については、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されます。

これらの用語は、「地方分権改革推進計画について（平成21年12月15日閣議決定）」において、以下のとおり定義されています。

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

厚生労働省令基準「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」を元に、「姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（仮称）」を制定する予定ですが、省令に従うべき基準と参酌すべき基準の内容を整理し、参酌すべき基準については、姫路市での実情を勘案し、省令と異なる基準を独自に設定する部分を

一部設定することとします。

但し、療養室、診察室、処置室及び機能訓練室に関する基準と医師及び看護師の員数に関する基準は条例への委任対象外で、厚生労働省令で定める基準がそのまま適用されるため、姫路市の条例には該当箇所の表記はありません。

## 姫路市の考え方

今回の条例制定において、以下のとおり現行の国基準と異なる基準を設けます。これは、介護医療院以外の従来からのサービスである、居宅介護サービス、地域密着型サービス及び施設サービス等において、同様の異なる基準を設けており、それらに併せた内容にするべきと考えるからです。

### (1) サービス提供に関する記録の保存期間

内 容	利用者に対するサービス提供に関する記録の保存期間につき、完結の日から「2年間」とされているものを「5年間」とする。
理 由	介護報酬過誤返還等の公法上の債権消滅時効は5年であることから、記録の保存期間を対応させる。

### (2) 暴力団等の排除

内 容	暴力団による不当な行為の防止等に関する法律及び制定予定の姫路市暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、介護医療院の運営に暴力団等の参入や影響を排除する項目を追加する。
-----	--

上記2点以外のその他については、現時点では、本市の実情に省令と異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、原則として省令が示している基準をもって、本市の基準とする条例案といたします。

以上は現時点での考え方です。今後、パブリック・コメントや関係者の意見聴取等を経て、現行の国基準と異なる規定が必要かどうかを検証し、条例案を取りまとめることとします。

## 条例の制定および施行予定日

本パブリック・コメント終了後、速やかに姫路市議会に条例制定議案として提出し、市議会での審議の上、市議会終了後の制定及び施行を予定しています。

## 条例で定める基準の内容及び構成

**案件** 「姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（仮称）」

### 《「従うべき基準」等》

従うべき基準	①介護医療院に置くべき介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数（医師及び看護師を除く。） ②介護医療院の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇、安全の確保及び身体的拘束等の禁止並びに秘密の保持に密接に関連するものとして省令で定めるもの
参酌すべき基準	療養室、診察室、処置室及び機能訓練室並びに医師及び看護師の員数に関する基準（※）並びに従うべき基準に掲げるもの以外の基準

※ 療養室、診察室、処置室及び機能訓練室並びに医師及び看護師の員数に関する基準については、条例への委任対象外であり、引続き厚生労働省令で定めることとされています。

### 《省令と異なる基準①》

省令の名称	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
省令の条項	第42条第2項、第54条（準用する場合）
内容	利用者に対するサービス提供に関する記録書類の保存期間につき、完結の日から「2年間」とされているものを「5年間」に延長する。
国と異なる基準とする理由	介護報酬過誤返還等の公法上の債権消滅時効は5年であることから、書類保存年限を対応させる。

### 《省令と異なる基準②》

省令の名称	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
省令の条項	なし
内容	暴力団による不当な行為の防止等に関する法律及び姫路市暴力団排除条例（平成24年条例第49号）の趣旨を踏まえ、介護医療院の運営に暴力団等の参入や影響を排除する項目を追加する。